

意見書第4号

米陸軍トリー通信施設におけるブルドーザー吊り下げ訓練に対する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

令和4年4月28日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会基地関係調査特別委員会

委員長 伊 佐 眞 武

賛成者 副委員長 上 地 利 枝 子

委 員 與那覇 徳 雄

委 員 大 城 行 治

委 員 城 間 勇

委 員 松 田 昌 邦

委 員 神 谷 嘉 栄

委 員 上 地 榮

委 員 城 間 眞 弓

米陸軍トリイ通信施設におけるブルドーザー吊り下げ訓練に対する意見書

去る4月19日、トリイ通信施設内でCH53E大型輸送ヘリコプター1機が小型のブルドーザーを吊り下げて飛行しているのが確認された。

トリイ通信施設内には農業従事者がおり、また沿岸は日常的に漁業者の操業や観光の場である事から、上空での吊り下げ訓練は住民の生命に直結する危険極まりない訓練である。

村当局と議会は、トリイ通信施設での吊り下げ訓練は、管理着陸帯の使用目的に反するとの見地からこれまで幾度となく抗議の意志を示してきた。

米軍機による同様の吊り下げ訓練は、今年の3月から4月にかけても名護湾、宜野座村上空、うるま市勝連沖でも相次いで行われ、多くの県民に不安と恐怖を与えており断じて許されるものではない。

本村においては過去に、上空から落下したトレーラーによる少女圧殺事故があり、また近年は吊り下げ物落下事故が2回発生しているが、事故原因の公表もまだなされてない状況である。

地域住民の生活圏上空での吊り下げ訓練は、村民の人権が軽視されていると言っても過言ではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 トリイ通信施設での吊り下げ訓練は中止すること
- 2 過去2回の吊り下げ物落下事故の原因究明及び公表をすること
- 3 日米地位協定の抜本的改定を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年4月28日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長